

- 1 監査等の種類 随時監査
- 2 監査の対象 基盤整備部
支払遅延事案等に対する再発防止策
- 3 監査の実施場所 岐阜市役所市庁舎 11階 監査室（必要に応じて16階
基盤整備部内）
- 4 監査の日程 令和6年7月12日～令和6年8月16日
- 5 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、検討されたい。

[意見事項]

（１）支払遅延事案等に対する再発防止策について

「支払遅延事案等を受けた調査及び不適正事務執行再発防止本部」において指摘された不適正な事務執行の解決策の一つとして導入された業務進捗管理システムをはじめ、支払関係書類を一元管理するための文書保存キャビネットの活用等により、事務手順の適正な作成及び遵守、業務の処理漏れや遅延の防止並びに計画的な予算執行が図られていたほか、市及び業者の両者において事務の負担が軽減していることを確認した。

不適正事案を二度と発生させないよう、今後とも、これらの再発防止策に継続的に取り組むとともに、取組を風化させることのないよう、再発防止策について、組織への確実な浸透と継承に努められたい。